平成２２年（フ）第２８３１号
横浜市南区永田南１丁目８番１号　シャトーグロリア101号
債務者　伊藤　長七
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１０号
相模原市南区当麻750番地８　サンメゾン205
債務者　三上　篤
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２５号
相模原市緑区大島731番地
債務者　中里　幸治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２６号
相模原市緑区大島731番地
債務者　中里　朋美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６５１号
岡山県倉敷市児島小川町911番地97
債務者　服部　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５２号
岡山県倉敷市児島小川町911番地97
債務者　服部　　護
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６５号
岡山県瀬戸内市長船町長船924番地１　ラ・メゾン爽Ｂ―101、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町北本荘６丁目７番24号
債務者　東村　拓真
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０６号
岡山市北区奥田西町４番14号　サンケンアパート103号
債務者　神原　數昭
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４６号
東京都町田市南成瀬６丁目９番地６
債務者　志田かおり
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０号
長野県佐久市新子田1697番地１　グリーンコート305号室、住民票上の住所長野県佐久市長土呂986番地14
債務者　上條　奈保
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１１３１号
東京都八王子市小宮町1055番地アンダンテ101号
債務者　原　　廣造
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１３２号
東京都八王子市小宮町1055番地アンダンテ105号
債務者　原　　敏一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２９９号
東京都府中市清水が丘３丁目５番地の５ドミール府中105
債務者　小林　健郎
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４０５号
東京都墨田区東向島３丁目22番８号松本方
債務者　海老沼美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８４２号
神奈川県大和市下鶴間2141番地１　グリーンヒルつきみ野101号
債務者　澤口　豊治
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部